

第145回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成25年2月8日（金曜日） 16時00分から17時00分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主事
- (4) 傍聴者 0人

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

5 議題

同意議案 議案第14号 法第44条第1項4号許可同意（道路内建築物の許可）

申請者 武蔵野市長 邑上 守正

6 議事

【議案第14号について】

（専門調査員）本件建築物が、安全上、防火上、衛生上、他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の状況を害する恐れがないか否かについて報告する。

本案件は建築基準法でいう公共用歩廊であり、道路上に作るためには許可が必要となる。また、本件敷地は防火地域であるため、構造については建築基準法61条の規定から準耐火建築物以上とする必要があるが、ただし書きとして「卸売市場の上屋等で主要構造部が不燃材料でつくられているものはこの限りではない。」との規定があり、本件においてもこの規定を適用すれば構造の安全性については問題ないと判断している。また、その他の内容については、アーケードの設置基準に適合しているかどうかの一つの判断材料になると

考える。そこで、設置基準に基づきチェックをしたところ、5か所について要協議として基準に適合しない部分があった。その部分については、関係する警察署、消防署、道路管理者、特定行政庁の4者で組織する協議会による個別の協議を行ったところ、要協議であった5か所についても問題なしとして判定している。そのため、同意に対しては支障なしと考えている。

(委員) 設置基準の協議回答の中で「側面建築物の消火活動にアーケード上を利用しない」とあるが、消火活動はどこから行うのか。

(特定行政庁) 屋根の上はすぐ横が線路になっているため、ここからホースを向けることは考えていないが、線路の下は一部店舗になるところもあるとのことなので、そちらの部分については、公共用歩廊の屋根の下から消火することとなる。

(委員) 将来的には公共用歩廊をサンロードとつなぐために横断歩道をずらすとの話があったが、4頁の図からもう少し東の方にずれるということか。

(特定行政庁) この図の形が将来型であり、現在はもう少し西側にずれた位置となっている。

(委員) アーケードの設置基準を参考にしたという話であったが、これは技術的助言という位置付けとなるのか。

(特定行政庁) そのようになる。

(委員) 調査意見に「公益上やむを得ず」とあるが、これは同意の要件となり得るのか。公共用歩廊という名前の中に公共性が担保されているのではないか。

(特定行政庁) 同意の要件ではない。

(委員) 路上協議会と話を詰めてきたことと思うが、何か問題となったことはあったのか。

(特定行政庁) 関係機関同士では特にそういったことはなかった。

(委員) 抜いた楠木は他の公園に移植等を行ったのか。

(特定行政庁) 市内の他の公園に移植している。

(委員) 小さな庇の部分以外の緑は残したのか。

(特定行政庁) 図面に書いてあるものは新植になる。

仮設の駅舎を造るために歩車道の線をずらしている。

そのため、既存の樹木はすべて一度撤去している。

(委員) 17頁の要協議事項は、バス停の上屋単体としてみた

場合には問題はないという理解でよろしいか。
(特定行政庁) そのようになる。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

以上をもって閉会した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 川口 桂

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長代理 吉川 徹

同 委 員 伊東 健次

同 委 員 伊藤 達也

同 委 員 澤田 昭治